

### 第3次地方分権一括法による介護保険法の一部改正に伴う関係条例の整備について

平成25年に「第3次地方分権一括法」（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律）が施行されたことによる介護保険法の一部改正に伴い、市条例で定めることとされた事項を規定するための条例を制定するものです。

#### 【制定する条例（案）】

- (1) 守谷市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例（案）

（内容）

地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するために必要な職員に係る基準及び員数等を市町村が条例で定めるものです。

- (2) 守谷市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（案）

（内容）

指定介護予防支援事業所の有する従業員の員数、介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準、事業の運営に関する基準を市町村が条例で定めるものです。

#### 【市条例の制定にあたっての考え方】

- (1) 守谷市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例（案）

条例等の制定にあたっては、下記のとおり取り扱うものとします。

基準の区分	基準	条例に対する拘束力	市基準の考え方
「従うべき基準」	職員の職種や人員に関する基準	条例の内容を直接的に拘束する。必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの。	「従い定めるものとし」とあることから、これに従う。
「参酌すべき基準」	「従うべき基準」以外の基準全て	地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域内の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの。	原則として国の基準とおりとするが、市の実情を加味するなど検討を踏まえた上で判断し、その検討結果を反映させることとする。

(2) 守谷市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（案）条例等の制定にあたっては、下記のとおり取り扱うものとします。

基準の区分	基準	条例に対する拘束力	市基準の考え方
「従うべき基準」	従業者の職種や人数に関する基準 利用申し込み時の説明、同意 提供拒否の禁止 利用者と家族に関する秘密の保持 事故発生時の対応	条例の内容を直接的に拘束する。必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの。	「従い定めるものとし」とあることから、これに従う。
「参酌すべき基準」	「従うべき基準」以外の基準全て	地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域内の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの。	原則として国の基準とおりとするが、利用者等の保護、事業者におけるサービスの質の確保・向上、利用者の負担軽減等の観点から検討事項を決定し、その検討結果を反映させることとする。

◎守谷市が独自に定める基準

①事業者の指定（趣旨及び基本方針）

独自基準：国基準では法人となっているが、これに法人の役員等が暴力団員等ではないことを加える。

理由：市として暴力団を排除するための活動を推進するため。

②記録の整備（運営に関する基準）

独自基準：国基準では2年間保存とされているが、これを5年間保存とする。

理由：事業者が不適正な介護報酬を受け取った場合には、市から返還請求を行っている。請求時効は地方自治法の規定により5年間と定められているため、記録の保存を5年間とするもの。